

学校給食の飲用牛乳摂取困難者に対する牛乳提供中止に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、牛乳アレルギーなどに起因し、飲用牛乳を摂取することにより体調不良や健康を害する症状等を引き起こし、又は引き起こすおそれのある児童生徒に対して、学校給食の牛乳の提供を停止し、学校給食費から飲用牛乳相当額を減額し、又は牛乳の代替食として豆乳を提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 対象となる児童生徒は、医師から牛乳の飲用が適当でないと診断された者（以下「対象児童等」という。）とする。

(牛乳の提供停止に係る取扱い)

第3条 牛乳の提供を停止するときは、飲用牛乳相当額を学校給食費から減額するものとする。

- 2 飲用牛乳相当額は、愛知県知事が定めた供給価格（小数点以下は、小数点第1位を四捨五入とする。）とする。
- 3 牛乳の代替食として豆乳の提供をすることができるものとする。この場合において、第1項に規定する学校給食費の減額はしない。

(申請)

第4条 牛乳の提供停止を希望する児童生徒の保護者（以下「申請者」という。）は、牛乳提供中止・豆乳提供希望申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、医師が作成した診断書又は学校生活管理指導表を添えて、対象児童等が通学する学校（以下「学校」という。）に提出するものとする。

- 2 学校は、前項による申請書を受理したときは、教育委員会へその旨を報告し、及び当該申請書を提出しなければならない。

(決定)

第5条 教育委員会は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、牛乳の提供停止の可否を決定し、その決定の内容を牛乳提供中止・豆乳提供決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(豆乳の提供中止)

第6条 前条の規定により豆乳の提供の決定を受けた児童生徒の保護者が、当該児

児童生徒の豆乳の提供の中止を希望するときは、豆乳提供中止申請書（第3号様式）を学校に提出するものとする。

- 2 学校は、前項による申請書を受理したときは、教育委員会へその旨を報告し、及び当該申請書を提出しなければならない。

（学年進級時の取扱い）

第7条 牛乳の提供停止が決定された児童生徒（以下「牛乳提供停止者」という。）については、次条による牛乳提供開始の申出がない限り、進級時においても当該決定を継続するものとする。この場合において、牛乳提供停止者の所属する学校は、進級時に牛乳提供停止者の学年及び組を教育委員会に報告するものとする。

（提供の再開）

第8条 牛乳提供停止者の保護者は、症状の改善などにより牛乳の飲用が可能となったときは、牛乳提供開始申出書（第4号様式）により学校に申し出るものとする。

- 2 学校は、前項による申出書を受理したときは、当該申出書を教育委員会へ提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前2項による申出書を受理し、牛乳提供の開始を承認したときは、牛乳提供開始承認通知書（第5号様式）により申出者に通知するものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。